

速報！さくらユウワ通信

令和4年10月から健康保険法等の一部が改正されます

制度改正の概要

【対象となる企業】



【10月から社会保険の適用範囲が拡大】

2022年10月から、一部のパート、アルバイトの方の社会保険加入が義務化されます。社会保険の加入対象となるのは図の全ての条件を満たす方です。

- | | |
|-----------------|---|
| 全ての条件に
該当する方 | <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上
<input type="checkbox"/> 月額賃金が8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
<input type="checkbox"/> 学生ではない |
|-----------------|---|

※卒業後も雇用する見込みがある場合、休学中の場合、夜間学生の場合は加入対象となります。

「適用対象になりたくないなので勤務時間を減らしたい」

「これまでは扶養の範囲を気にして働いていたがこの機に労働時間を増やしたい」

上記のような従業員の希望をどの程度受け入れるかなど、会社の方針を明確にしておきましょう。

企業の対応

【対象者への通知】

改正により対象となった方へは右図をポイントに通知を行い、今後の対応を決める必要があります。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新たに社会保険の加入対象者となったことを伝える
<input type="checkbox"/> 社会保険加入のメリット・デメリットを伝える
<input type="checkbox"/> 今後の労働時間などについて話し合う |
|--|

→本人が希望すれば、労働時間の延長や正社員への転換を検討しましょう。「キャリアアップ助成金」を受け取れる場合もあります。

→逆に、労働時間の短縮を希望する場合、他の従業員の労働時間延長で対応するか新たに人を雇う必要があります。

【扶養の範囲は「106万円未満」に】

今回の改正で、配偶者の社会保険上の扶養に入るための条件は、年収130万円未満から年収106万円未満(月額8.8万円未満)に変わります。配偶者の扶養の範囲内で働き続けるには年収を106万円未満に抑える必要があります。

誠に勝手ではございますが、社員研修に伴い下記日程を臨時休業とさせていただきます。

休業日 2022年11月2日(水)

営業開始日 2022年11月4日(金)

尚、休業期間中は電話受付もすべて休止致します。

休業期間中に頂きましたメールへのご返答は、11月4日(金)以降に、順次行ってまいります。ご返答までに少しお時間を頂く場合がございますことを予めご了承ください。

皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【限部】